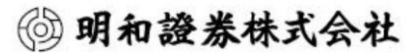


株式等の委託手数料



1 株式 委託手数料 簡便算出表 (別途、消費税を頂戴します。)

(上場投信、指標連動証券、不動産投信、出資証券、新株予約権証券、受託証券発行信託の受益証券 等を含みます。)

約定代金	委託手数料算出式
100 万円 以下の場合	約定代金の 1.12%
100 万円 を超え 300 万円 以下の場合	約定代金の 0.80% + 3,200 円
300 万円 を超え 500 万円 以下の場合	約定代金の 0.78% + 3,800 円
500 万円 を超え 1,000 万円 以下の場合	約定代金の 0.58% + 13,800 円
1,000 万円 を超え 3,000 万円 以下の場合	約定代金の 0.45% + 26,800 円
3,000 万円 を超え 5,000 万円 以下の場合	約定代金の 0.17% + 110,800 円
5,000 万円 を超える場合	一律 195,800 円
ただし、約定代金の 1.12% に相当する額が 2,500 円に満たない場合は 2,500 円	

注1) 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

注2) 約定代金は 1 口注文によるもので、同一銘柄につき同一日に成立したものを指します。

注3) 優先株の委託手数料は上表を準用します。

2 割引率区分表

半期の株式委託手数料基準額 (先物・オプション取引を含む)	割引率
100 万円以上 ~ 500 万円未満	5%
500 万円以上 ~ 1000 万円未満	10%
1000 万円以上	15%

注4) 各取引(先物・オプション取引を含む)の手数は各取引の簡便算出表で算出された額から割引率を乗じた額を割引させていただきます。

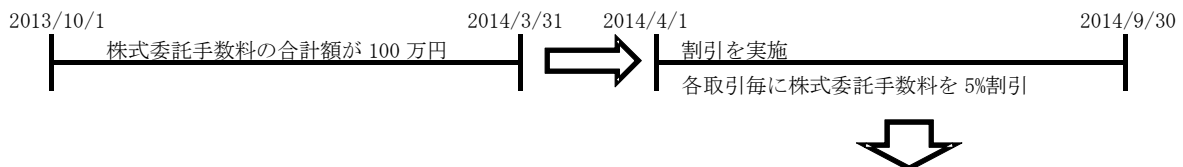
注5) 株式委託手数料合計額(先物・オプション取引を含む)は前半年間を基準とします。

半年間(4月～9月、10月～3月)の株式の委託手数料(先物・オプション取引を含みます。)の合計額が 100 万円以上(消費税は含みません。)の場合は、左表「割引率区分表」の割引率に基づき、翌半年間の株式の委託手数料(先物・オプション取引を含みます。)を各お取引ごとに割引いたします。

★表示以外にもご留意いただく点がございますので、詳細は当社お取扱店までご連絡ください。

3 割引例

2013/10/1～2014/3/31 の半年間に株式委託手数料合計額が 100 万円となった場合



更に2014/4/1～2014/9/30の半年間に割引後の株式委託手数料の合計額が100万円となった場合は、2014/10/1～2015/3/31の半年間においても割引を実施させていただきます。

4 手数料早見表 (別途、消費税を頂戴します。)

約定代金 (万円)	委託手数料 (円)			
	通常	5%割引	10%割引	15%割引
10	2,500	2,375	2,250	2,125
50	5,600	5,320	5,040	4,760
100	11,200	10,640	10,080	9,520
150	15,200	14,440	13,680	12,920
200	19,200	18,240	17,280	16,320
250	23,200	22,040	20,880	19,720
300	27,200	25,840	24,480	23,120
350	31,100	29,545	27,990	26,435
400	35,000	33,250	31,500	29,750
450	38,900	36,955	35,010	33,065
500	42,800	40,660	38,520	36,380
600	48,600	46,170	43,740	41,310
700	54,400	51,680	48,960	46,240
800	60,200	57,190	54,180	51,170
900	66,000	62,700	59,400	56,100
1,000	71,800	68,210	64,620	61,030
2,000	116,800	110,960	105,120	99,280
3,000	161,800	153,710	145,620	137,530
4,000	178,800	169,860	160,920	151,980
5,000	195,800	186,010	176,220	166,430

5 指数先物取引 委託手数料 簡便算出表 (別途、消費税を頂戴します。)

約定金額	算出式
1億円 以下の場合	0.08%
1億円超 3億円 以下の場合	0.06% + 20,000円
3億円超 5億円 以下の場合	0.04% + 80,000円
5億円超 10億円 以下の場合	0.02% + 180,000円
10億円超 の場合	0.01% + 280,000円

- ◇ 約定金額は、1口注文であって、同一限月取引につき同一日に成立したものです
- ◇ 新規売付け、新規買付け、転売、買戻し、最終決済の各々に適用されます。

6 指数オプション取引 委託手数料 簡便算出表 (別途、消費税を頂戴します。)

取引代金又は権利行使により授受する金額	算出式
100万円 以下の場合	4.0%
100万円超 300万円 以下の場合	3.0% + 10,000円
300万円超 500万円 以下の場合	2.0% + 40,000円
500万円超 1,000万円 以下の場合	1.5% + 65,000円
1,000万円超 3,000万円 以下の場合	1.2% + 95,000円
3,000万円超 5,000万円 以下の場合	0.9% + 185,000円
5,000万円超 の場合	0.6% + 335,000円
ただし、上記による算出額が2,500円に満たない場合は2,500円	

- ◇ 取引代金又は権利行使により授受する金額は、1口注文であって、同一銘柄につき同一日に成立したものです。
- ◇ 新規売付け、新規買付け、転売、買戻し、権利行使の各々に適用されます。

7 有価証券オプション取引 委託手数料 簡便算出表 (別途、消費税を頂戴します。)

取引代金	算出式
10万円 以下の場合	4.0%
10万円超 30万円 以下の場合	3.0% + 1,000円
30万円超 50万円 以下の場合	2.0% + 4,000円
50万円超 100万円 以下の場合	1.5% + 6,500円
100万円超 300万円 以下の場合	1.2% + 9,500円
300万円超 500万円 以下の場合	0.9% + 18,500円
500万円超 の場合	0.6% + 33,500円
ただし、上記による算出額が2,500円に満たない場合は2,500円	

- ◇ 取引代金については、1口注文であって、同一銘柄につき同一日に成立したものです。
- ◇ 権利行使を行った場合及び権利行使の割当を受けた場合は、株券の売買取引の委託手数料が徴収されます。
- ◇ 新規売付け、新規買付け、転売、買戻し、権利行使の各々に適用されます。

《新株予約権付社債券の委託手数料》 (別途、消費税を頂戴します。)

簡便算出表

約定代金	委託手数料算出式
100万円 以下の場合	約定代金の1.00%
100万円 を超え 500万円 以下の場合	約定代金の0.90% + 1,000円
500万円 を超え 1,000万円 以下の場合	約定代金の0.70% + 11,000円
1,000万円 を超え 3,000万円 以下の場合	約定代金の0.55% + 26,000円
3,000万円 を超え 5,000万円 以下の場合	約定代金の0.40% + 71,000円
5,000万円 を超え 1億円 以下の場合	約定代金の0.25% + 146,000円
1億円 を超え 10億円 以下の場合	約定代金の0.20% + 196,000円
10億円 を超える場合	約定代金の0.15% + 696,000円

《ワラント部分の委託手数料》 (別途、消費税を頂戴します。)

簡便算出表

約定代金	委託手数料算出式
100万円 以下の場合	約定代金の1.150%
100万円 を超え 500万円 以下の場合	約定代金の0.900% + 2,500円
500万円 を超え 1,000万円 以下の場合	約定代金の0.700% + 12,500円
1,000万円 を超え 3,000万円 以下の場合	約定代金の0.575% + 25,000円
3,000万円 を超え 5,000万円 以下の場合	約定代金の0.375% + 85,000円
5,000万円 を超え 1億円 以下の場合	約定代金の0.225% + 160,000円
1億円 を超え 3億円 以下の場合	約定代金の0.200% + 185,000円
3億円 を超え 5億円 以下の場合	約定代金の0.125% + 410,000円
5億円 を超え 10億円 以下の場合	約定代金の0.100% + 535,000円
10億円 を超える場合	約定代金の0.075% + 785,000円
ただし、約定代金の1.150%に相当する額が2,500円に満たない場合は2,500円	

《債券売買の委託手数料 (額面100円につき)》 (別途、消費税を頂戴します。)

約定代金	種 類	種 類		
		国債証券	政府保証債、地方債証券、 外国国債証券、外国地方債 証券及び加盟国際機関債	その他の 債券
500万円 以下の場合		40 銭	60 銭	80 銭
500万円 を超え 1,000万円 以下の場合		35 銭	50 銭	65 銭
1,000万円 を超え 5,000万円 以下の場合		30 銭	40 銭	50 銭
5,000万円 を超え 1億円 以下の場合		25 銭	30 銭	35 銭
1億円 を超え 10億円 以下の場合		10 銭	15 銭	20 銭
10億円 を超える場合		5 銭	10 銭	15 銭

注) 加盟国際機関・・・国際復興開発銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行